

広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）情報ネットワーク構築及び運用保守業務
公募型プロポーザル手続開始の公示

令和2年12月7日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

地方独立行政法人広島市立病院機構
理事長 影本 正之

1 業務の概要

- (1) 業務名
広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）情報ネットワーク構築及び運用保守業務
- (2) 業務内容
基本仕様書のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行期間
設計・構築：契約締結の日から令和4年5月31日まで
運用保守：令和5年5月1日から令和9年3月31日まで
- (5) 履行場所
現病院：広島市安佐北区可部南二丁目1番1号
新病院：広島市安佐北区亀山南一丁目地内
- (6) 選定方法
公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を選定する。
公募型プロポーザル手続等の詳細については、「広島市立北部医療センター安佐市民病院（仮称）情報ネットワーク構築及び運用保守業務プロポーザル実施要項」（以下「プロポーザル実施要項」という。）による。

2 参加資格

参加する者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団等（広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。）である者に該当しないこと。
- (2) 地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）又は広島市の競争入札参加資格「令和2・3・4年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務（建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。）」の契約の種類「物品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「03-01 医療用機械器具」及び「30-06 情報処理（コンピュータ関連）」並びに「30-08 機械器具（建物付属設備、機械設備を除く。）の保守点検」に登録されている者であること。
- (3) 公告日から落札決定日までの間のいずれの日においても、営業停止処分、病院機構の指名停止措置若しくは広島市の指名停止措置又は病院機構若しくは広島市の競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (5) 病院機構の契約に関して次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

- イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を締結しなかった者又は契約を履行しなかった者
 - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - キ アからカまでに該当する者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他使用人として使用した者
- (6) 平成27年4月1日以降に、病床数400床以上の医療機関において、統合ネットワーク（医療情報システム（HIS）系ネットワークを主体としたインターネット系・音声系ネットワーク等の統合ネットワーク。以下同じ。）の構築実績があること。

3 プロポーザル実施要項等の配付方法

プロポーザル実施要項及び提出書類の様式等は、地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「病院機構」という。）のホームページ（<http://www.hcho.jp/>）のトップページの「新着情報」からダウンロードすることができる。ただし、これにより難しい場合（ダウンロードできない場合の書類を含む。）は次により配付する。

(1) 配付期間

公示日から令和2年12月21日（月）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 配付場所

〒731-0293

広島市安佐北区可部南二丁目1番1号

地方独立行政法人広島市立病院機構 本部事務局 安佐市民病院整備室（以下「安佐市民病院整備室」という。）

電話：082-815-5211 内線2752

電子メール：hirokokou-honbu@hcho.jp

4 参加申込受付

(1) 申込期間

公示日から令和3年1月8日（金）までの土曜日、日曜日、祝日及び令和2年12月29日から令和3年1月3日までの間を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

安佐市民病院整備室（上記3(2)に同じ。）

(3) 提出方法

参加表明書等を、前記(2)へ持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）で提出すること。

5 質問の受付及び回答

(1) プロポーザル実施要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和2年12月21日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 受付場所

安佐市民病院整備室（上記3(2)に同じ。）

ウ 受付方法

質問書を、前記イへ持参又は電子メール(上記3(2)に同じ。)で提出すること。

- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、質問者に直接回答するほか、病院機構のホームページへ掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期間

参加表明書等を提出した日から令和3年2月2日(火)までの土曜日、日曜日、祝日及び令和2年12月29日から令和3年1月3日までの間を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

(2) 提出場所

安佐市民病院整備室(上記3(2)に同じ。)

(3) 提出方法

企画提案書を、前記(2)へ持参又は郵送(郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。)で提出すること。

7 企画提案に対する審査

プロポーザル実施要項のとおり。

8 受託候補者の選定

プロポーザル実施要項のとおり。

9 契約の締結

受託候補者は、広島市立北部医療センター安佐市民病院(仮称)情報ネットワーク構築及び運用保守業務に係る随意契約の優先交渉権者とする。優先交渉権者との協議が整った場合は契約を締結する。なお、優先交渉権者との協議が不調となった場合は次点者を交渉権者とする。

10 その他

企画提案書の提出に当たっては、プロポーザル実施要項及び様式中に記載の事項を遵守すること。